

日本障害者歯科学会 災害時対応行動指針

日本障害者歯科学会は、災害発生時に被災した障害のある人および学会員を支援するために以下の行動計画を策定する。

1. 基本方針

- 1) 被災した障害のある人の口腔保健に関わる不利益を最小限にするために関連団体と連携して支援活動を行う
- 2) 歯科医療従事者が、災害時に障害のある人に対して適切な支援を行うことができるよう知識・技術・態度の向上を図るべく、普及・啓発を行う

2. 活動の目標

被災した障害のある人が、できる限り早期に歯科医療・保健を合理的配慮のもとに受けることができる環境を関連団体と連携して整える。

- 1) 被災地域で障害のある人が早期に被災前と同等の歯科医療・保健活動を受けられるよう現地を支援する
- 2) 被災地域にある障害者歯科医療・保健拠点が早期に復旧できるよう支援する
- 3) 被災した学会員が早期に障害のある人への歯科医療・保健活動を再開できるように支援する

3. 災害対策本部の設置

大規模災害発生時には速やかに学会内に災害対策本部を設置し、情報収集を行う。その上で、指揮総括する。

災害対策本部は、全理事および災害対策委員会委員を以って構成する。

本部長に理事長、副本部長に副理事長があたり、庶務担当理事、災害対策委員会委員長を加えて指揮部を担う。

被災事情等によりその任に当たることができない構成員がある場合は、可能な構成員で協議し、指揮系統のトップは理事長、副理事長、庶務担当理事、災害対策委員会委員長の順でその任を担う。

本部組織は、以下の構成要素から成りそれぞれの役割を担う。

指揮：行動方針の決定、各構成要素への指示命令、外部機関への報告と連携

記録：時系列に実施・命令・行動の内容を記録に残し、活動の検証を行う

企画：情報収集・分析、チーム編成

包括：物資調達（被災地域への支援物資、実活動のための後方支援物資、人員の調達）

財務：賃金の支払い、労務管理、義援金管理

実行：被災地への直接支援

4. 平時の活動

災害時に迅速かつ適切な支援活動が行えるようにするために平時に以下の活動を行い準備する。

1) 災害時要配慮者情報収集ネットワークの構築

障害者・障害児歯科診療を行っている口腔保健（歯科）センター（以下、口腔保健センターと略）、歯科大学、行政、障害者施設・団体等が連携し、災害時要配慮者情報を収集できるネットワークを構築する。

2) 口腔保健センター、歯科大学を拠点とする災害時障害者歯科支援体制の構築

災害時に障害者歯科支援拠点となりうる口腔保健センター、歯科大学を把握し、学会と口腔保健センター、口腔保健センター間、学会と歯科大学、歯科大学間での災害時支援協定の策定を進める。

3) 災害時の障害者への歯科支援者の養成と登録

災害時歯科支援や障害者支援に関する研修会を開催し、災害時に障害のある人に適切な支援ができる歯科医療従事者を養成するとともに、災害時現地派遣可能者の登録を進める。

4) 関連団体との災害時支援に関する情報交換

ネットワーク構築のために、歯科医師会・歯科衛生士会のみならず、災害派遣福祉チーム（DWAT）や行政の担当者等を交え議論をしていく。

2017 年 理事会承認
2022 年 4 月 23 日 一部改訂
以上